



豊監公表第16号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、平成27年度行政監査を実施したので、その結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年（2016年）3月31日

豊中市監査委員	酒本毅
同	相間佐基子
同	花井慶太
同	山本一徳

平成 27 年度

( 2015 年度 )

## 行政 監 査 結 果 報 告

テーマ「自動体外式除細動器（AED）の設置管理状況について」

豊中市 監 査 委 員



## I. 監査の概要

### 1. 監査のテーマ

自動体外式除細動器（AED）<sup>1</sup>の設置管理状況について

### 2. 監査のねらい

本市は平成 22 年に救命力世界一宣言<sup>2</sup>をしており、市民及び職員に対して救命講習を積極的に実施し、また多くの市施設に自動体外式除細動器（以下AEDという。）を設置している。

総務省消防庁の「平成 27 年度版救急救助の現況」<sup>3</sup>によればAEDを利用すると格段に救命率が上がることが報告されている。本市においても過去にAEDを実際に使用し市民の命が助かったケースがある。

しかし、AEDは、常時良好な使用ができる状態に保っておくため日常点検は必須であり、設置場所について周知し、利用する際の講習が必要である。そこで、AEDの設置管理状況について監査する。

### 3. 監査対象

市施設に設置されているAED

### 4. 監査対象部局

全部局

---

<sup>1</sup>自動体外式除細動器（AED）とは、体外（裸の胸の上）に貼った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断し、もし心室細動という不整脈（心臓が細かくブルブルふるえていて、血液を全身に送ることができない状態）を起こしていれば、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えること（電気ショック）で、心臓の状態を正常に戻す機能を持っている小型の機械である。AEDは、Automated External Defibrillator の頭文字をとったもので、日本語訳は自動体外式除細動器という。（公益財団法人 日本心臓財団ホームページより抜粋）

<sup>2</sup>豊中市救命力世界一宣言とは、本市の人口に占める救命講習修了者数の割合が全国でトップレベルであること、市域面積に占める救急隊数、救急救命士数の割合が全国トップレベルであること、豊中市が属する豊能二次医療圏は、高度な救命処置を担う医療機関が充実していることなどにより本市は世界一と言えるほどの救命率であることを踏まえて平成 22 年 1 月に宣言されたものである。（豊中市ホームページより抜粋）

<sup>3</sup>「平成 27 年度版救急救助の現況」（平成 27 年 12 月 22 日）によれば、平成 26 年に一般市民が心因性心肺機能停止を発見し、AEDを使用し除細動を実施した場合の 1 か月後生存率は 50.4%であり、心肺蘇生をおこなった場合の 1 か月後生存率 15.4%、心肺蘇生を行わなかった場合の 1 か月後生存率 8.4%と比べて格段に高い生存率となっている。

## 5. 監査の方法

監査対象部局に行政監査調書の提出を求めるとともに、必要に応じて担当者から説明を聴取し監査を行った。

## 6. 監査の期間

平成 27 年 12 月 25 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

## 7. 監査の着眼点

- ① A E D の設置状況（指定管理者制度導入施設含む）
- ② A E D の経費（購入費、維持費）
- ③ A E D の点検頻度
- ④ 職員の救命講習の参加状況
- ⑤ A E D 設置場所の周知方法

## II. 監査の結果

### 1. A E D 設置状況

本市における平成 27 年 12 月現在の部局別 A E D 導入状況は以下のとおりである。

#### 部局別AED導入状況

部局名	H4～H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計（使用された 台数実績）
教育委員会		4	21	38	6	2					71
都市活力部	2	10	1	1	1		12	9	2	1	39 (2)
こども未来部					31						31
消防局	21						9				30 (26)
健康福祉部	3	2	1	4	2	1	1	4		2	20 (1)
市立豊中病院	1	1					1	8	6		17 (17)
環境部		1	1						5	1	8
上下水道局						1	5				6
市民協働部		1				1			1		3
人権政策課		1				2					3
資産活用部	2										2
総務部											0
財務部											0
政策企画部											0
都市計画推進部											0
都市基盤部											0
会計課											0
危機管理課											0
市議会事務局											0
選挙管理委員会事務局											0
監査委員事務局											0
農業委員会事務局											0
合計	29	20	24	43	40	7	28	21	14	4	230 (46)

本市においてAEDが、一番最初に導入されたのは消防局であり、平成4年度に救急救命士が使用するため救急車両搭載用として導入された。

その後平成16年度に厚生労働省の通知<sup>4</sup>(以下平成16年厚生労働省通知という。)により、医療従事者、救急救命士等以外の一般市民の使用も認められたことから、それ以降多くのAEDが導入されている。

平成16年度から平成26年度の間一般向けとして販売されたAEDは全国で約52万台である。

本市の所有台数は230台であり、過去に実際に使用されたAEDは46台である。そのほとんどは市立豊中病院(17台)と消防局(26台)で、医療従事者や救命救急士により業務上使用されたものであり、それ以外としては、健康福祉部所管の介護老人保健施設かがやきと都市活力部所管の千里体育館、二ノ切温水プールの3施設での使用である。これらの3施設はいずれも指定管理施設である。

次に、施設別の導入状況は以下のとおりである。

---

<sup>4</sup>平成16年厚生労働省通知・・・「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」(平成16年7月1日 医政発第0701001号)

## 施設別AED保有状況

施設分類名	施設数 (A)	設置台数(使用され た台数)	設置施設 数 (B)	設置率 (B/A)	主な施設 ※【 】内はAED設置なしの主な施設
学校等教育施設	64	64	64	100%	小学校(41台)、中学校(18台)、給食センター(2台)、少年文化館(2台)、教育センター(1台)
乳幼児関連施設	28	28	28	100%	こども園(26台)、しいの実学園(1台)、あゆみ学園(1台)
保健・医療施設	6	23	(17)	83%	病院(17台)、保健センター(5台)【火葬場】
集会・コミュニティ施設	113	23	23	20%	共同利用施設(23台)【地区会館、市営住宅集会所、共同利用施設】
庁舎・事務所	25	18	(7)	60%	消防署(11台)、市役所(出張所含む)(5台)【出張所*、パスポートセンター*】
スポーツ施設	20	12	(2)	60%	体育館(5台)、プール(2台)、庭球場(2台)、野球場(1台)【庭球場、野球場】
高齢者福祉施設	25	10	(1)	40%	老人福祉センター(4台)、老人デイサービスセンター(3台)、老人憩の家(1台)【老人憩の家、老人デイサービスセンター*】
文化学習交流施設	12	8	8	67%	人権まちづくりセンター(2台)、アクア文化ホール(1台)【とよなか国際交流センター*、ローズ文化ホール*、エキスタとよなか*、蛍ドーム】
社会教育施設	79	5	5	6%	公民館(3台)、図書館(2台)【コミュニティルーム、公民館分館、図書館】
インフラ施設	23	4	3	13%	浄水場(1台)、下水処理場(1台)【配水場、ポンプ場】
障害者福祉施設	6	3	3	50%	障害福祉センターひまわり(1台)、たちばな園(1台)【障害者生活介護事業所*、福祉の店】
リサイクル等関連施設	3	2	2	67%	環境交流センター(1台)、花とみどりの相談所(1台)【緑と食品のリサイクルプラザ】
ひろば	2	1	1	50%	スカイランドHARADA(1台)【青少年運動広場】
その他社会福祉施設	3	1	1	33%	福祉会館(1台)【岡町北作業所、岡町北店舗】
消費者関連施設	1	1	1	100%	生活情報センターくらしかん(1台)
防災安全施設	47	0		0%	【備蓄倉庫、分団消防用機械器具置場等】
子育て支援施設	43	0		0%	【子育て支援センターほっぺ、放課後こどもクラブ室等】
市営住宅	43	0		0%	【二葉住宅等】
駐車場	5	0		0%	【豊中駅西自動車駐車場等】
文化財	3	0		0%	【原田城跡・旧羽室家住宅等】
その他庁舎	3	0		0%	【文書館等】
商工業振興施設	1	0		0%	【とよなか起業・チャレンジセンター】
労働関連施設	1	0		0%	【労働会館】
その他	2	0		0%	【旧子育て支援センター・旧服部学校給食センター】
合計	558	203	(27)	181	32%

※複合施設等はそれぞれの施設ごとを1施設とカウント(例 小学校の敷地にある公民館、コミュニティルーム、放課後こどもクラブ室、備蓄倉庫等はそれぞれ1施設としてカウント)

※\*印のついたAED設置なしの施設は、複合施設であり他の同居している施設にAEDが設置されている施設

※施設に設置されているAED以外に車両搭載用として救急車両(19台)、ふれあい(ごみ)収集(4台)、こども園バス(3台)、ふれあい緑地庭球場巡回車(1台)がある。

558施設のうちAEDが設置されている施設は181施設(32.4%)であった。

本市にはどのような施設に設置するかを定めた統一的な基準はなく、また各部局においても、消防局をのぞいては、なんらかの基準にもとづいて設置している部局もなかった。

今後は平成25年度に作成された厚生労働省の「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成25年9月9日一般財団法人日本救急医療財団策定、以下「ガイドライン」という。)を参考に、本市の救命力世界一宣言を踏まえた適正な配置基準の作成が求められる。

ガイドラインによれば、AED設置が推奨される施設としてスポーツ関連施設、高齢者のための介護・福祉施設、学校等があげられている。

本市においてはスポーツ施設のAED設置率は60.0%、高齢者福祉施設の設置率は40.0%である。これは、スポーツ施設のうち有人管理されていない庭球場等の施設にはAEDは設置されていないこと、高齢者福祉施設の中には利用者が50

人未満の少ない施設があることなどが理由であると思われる。学校等教育施設・乳幼児関連施設の設置率は100.0%であるが、ガイドラインによれば、広い学校施設においては複数台のAEDの設置が必要とされているところ、本市においては各学校1台の設置となっている。

集会・コミュニティ施設の中にはAED設置がされている施設と設置がされていない施設がある。

なお、近年本市でも1つの建物の中に機能目的を異にする施設が入居する複合施設が増えている。複合施設にAEDを設置する場合、複合施設内のそれぞれの施設間を自由に行き来できるか、それぞれの施設の開庁時間、管理形態が同じではないことなどに留意しなければならない。

以下、参考に、ガイドラインで示された設置推奨施設、考慮施設と市施設の対応表の表をのせておく。

(参考) AEDの設置が推奨または考慮される施設一覧

施設種類	説明	該当すると思われる本市施設の主なもの
①駅・空港	日本では、公共の場所のうち、特に多数の人が集まる駅での心停止発生、並びにAEDの使用例が多いとの報告がある。都市部において鉄道は主たる移動手段で年齢を問わず多くの人が集まる場所であり、一日の平均乗降数が10,000人以上の駅ではAED設置が望ましい。また、混雑する人ゴミの中で救命処置を円滑に行うためにも職員らによる周知の準備・訓練が不可欠である。 空港でのAEDの必要性は駅での理由に加え、長旅や疲労などによるストレスが高まる環境にさらされ心臓発作を起こしやすいと報告されている。欧米からも空港におけるAEDの有効性は示されており、空港もAEDの積極的な設置が求められる。	
②旅客機、長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送機関	旅客機内は、長旅や疲労などによる心臓発作のリスクに加え、孤立して救急隊の助けが得られにくい特殊性からもAEDの必要性が高い。旅客機内ではAED使用例が一定頻度で発生しており、その有効性も実証されていることから、旅客機内にはAEDを設置することが望ましい。同様に、新幹線・特急列車、旅客船・フェリーなどの長距離乗客便にはAEDを設置することが望ましい。	
③スポーツジムおよびスポーツ関連施設	スポーツ中の突然死は、比較的若い健康人に発生することが多く、心停止を目撃される可能性も高い。球技やランニングの他、運動強度の高いサッカー、水泳、マラソンなどのスポーツでは心室細動の発生が多い。また、野球やサッカー、ラグビーなどの球技、あるいは空手などの格闘技では心臓振盪の発生が比較的多いことが報告されている。スポーツジムおよび管理事務所を伴うグラウンド、球場等、これらのスポーツを実施する施設にはAEDを設置することが望ましい。 ゴルフは他のスポーツに比べ競技者の年齢が高く、ゴルフコース1施設あたりの心停止発生率は、0.1/1年と高い。また、ゴルフ場は郊外にあることが多く、救急車到着までに時間を要すると考えられることから5分以内の除細動が可能となるようにコース内に複数台のAEDを設置することが望ましい。	体育館、プール、野球場
④デパート・スーパー・飲食店などを含む大規模な商業施設	近年、日本では郊外型の大規模なショッピングモール、デパート、スーパー、集客施設が増えており、一日5,000人以上の利用者数のある施設、(常時、成人が250名以上いる規模を目安とする。)には複数台のAEDを計画的に配置することが望ましい。	
⑤多数集客施設	アミューズメントパーク、動物園、(監視員のいる)海水浴場、スキー場、大規模入浴施設などの大型集客娯楽施設、観光施設、葬祭場などには複数のAEDを設置することが望ましい。	
⑥市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設	規模の大きな公共施設は、心停止の発生頻度も一定数ある上に、市民への啓発、AED設置・管理の規範となるという意味からもAEDを設置することが望ましい。	市役所(出張所含む)、公民館、文化ホール
⑦交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設	人口密集地域にある公共施設は、地域の住民の命を守るという観点から、施設の規模の大小、利用者数に関わらず、AEDを設置することが望ましい。	消防署、保健センター、図書館、共同利用施設、地区会館
⑧高齢者のための介護・福祉施設	50人以上の高齢者施設などの高齢者のための施設では、一定以上の頻度で心停止が発生しており、AEDの設置が望ましい。	老人福祉センター、老人デイサービスセンター、老人憩の家
⑨学校(小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等)	学校における心停止は、児童・生徒に限らず、教職員、地域住民など成人も含め一定頻度報告されている。日本において、学校管理下の児童・生徒の突然死のおよそ3割は心臓突然死で、年間30~40件の心臓突然死が発生していると報告されており、学校はもともとAEDの設置が求められる施設の一つである。日本のほとんどの学校には、少なくとも1台のAEDは設置されているが、広い学校内において心停止発生から5分以内の除細動を可能とするためには複数台のAEDを設置する必要がある。また、学校における突然死の多くは、クラブ活動や駅伝の練習、水泳中など、運動負荷中に発生しており、運動場やプール、体育館のそばなど、発生のリスクの高い場所からのアクセスを考慮する必要がある。	小学校、中学校、放課後子どもクラブ、少年文化館
⑩会社、工場、作業場	多くの社員を抱える会社、工場、作業場などはAED設置を考慮すべき施設である。例えば、50歳以上の社員が250人以上働く場所・施設にはAEDを設置することが望ましい。	
⑪遊興施設	競馬場や競艇場、パチンコなどの遊興施設では極めて人口の密集した環境下で、ストレスも高い為に心停止発生のリスクが高い。更に、目撃される可能性も高いことからAEDの設置が望ましい。	
⑫大規模なホテル・コンベンション	ホテルやコンベンションは、多人数が集まるうえに、滞在時間も長いので、AEDの設置が望ましい。	
⑬その他	1. 一次救命処置の効果的実施が求められるサービス 民間救急車などのサービスの性質上、AEDを用いた一次救命処置の実践が求められる施設は、AEDの設置および訓練が求められる。 2. 島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域などでは、救急隊や医療の提供までに時間を要するため、AEDの設置が求められる。	
①地域のランドマークとなる施設	地域の多人数を網羅している、救急サービスの提供に時間を要するなどの地域の実情に応じ、郵便局、24時間営業しているコンビニエンスストアなど救助者にとって目印となり利用しやすい施設へのAEDの設置は考慮して良い。	
②集合住宅	自宅での心停止は、同居者が不在か、居ても睡眠中や入浴中などでは目撃されないことが多く、またその同居者がしばしば高齢で、迅速で適切な救助が得られないなどの理由からAED設置の有効性は未定である。しかし、我が国では突然心停止の発生は70%近くが自宅・住居であり、集合住宅が多いため、集合住宅等の人口が密集した環境ではAED設置の効果が期待される。	市営住宅

(『AEDの適正配置に関するガイドライン』(厚生労働省・一般財団法人日本救急医療財団 平成25年策定))

## 2. AEDの経費

本市における1年間あたりのAED経費は以下のとおりである。

ここで言う1年間あたりのAED経費とは、購入の場合AED本体購入費用、バッテリー交換費用、電極パッド交換費用のそれぞれを耐用年数で割った金額を足し合わせた金額である。

ちなみに、AED購入費用は11万円から57万円、バッテリー1回あたりの交換費用は2万円から8万円、電極パッドは5千円から5万円であり、AED本体の耐用年数は5年から8年、バッテリーの耐用年数は2年から5年、電極パッドの耐用年数は2、3年である。

AEDの1年間あたりの経費												(単位:円)
部局名	購入			リース			寄贈			合計		
	台数	1年間あたりの経費(円)	1年間あたりの経費(円)(1台平均)	台数	1年間あたりの経費(円)	1年間あたりの経費(円)(1台平均)	台数	1年間あたりの経費(円)	1年間あたりの経費(円)(1台平均)	台数	1年間あたりの経費(円)	1年間あたりの経費(円)(1台平均)
教育委員会	56	1,434,554	25,617	0	0	0	15	210,902	14,060	71	1,645,457	23,175
都市活力部	23	837,053	36,394	8	383,616	47,952	8	119,992	14,999	39	1,340,662	34,376
こども未来部	31	1,577,511	50,887	0	0	0	0	0	0	31	1,577,511	50,887
健康福祉部	1	32,012	32,012	11	374,544	34,049	8	130,678	16,335	20	537,234	26,862
市立豊中病院	17	980,360	57,668	0	0	0	0	0	0	17	980,360	57,668
消防局	2	239,267	119,633	9	233,280	25,920	0	0	0	11	472,547	42,959
環境部	2	67,391	33,696	6	268,272	44,712	0	0	0	8	335,663	41,958
上下水道局	1	23,383	23,383	5	476,028	95,206	0	0	0	6	499,411	83,235
市民協働部	1	43,638	43,638	1	41,472	41,472	1	18,500	18,500	3	103,610	34,537
人権政策課	1	35,062	34,343	1	51,840	51,840	1	13,500	13,500	3	100,402	33,467
資産活用部	2	70,362	35,181	0	0	0	0	0	0	2	70,362	35,181
合計	137	5,340,593	38,982	41	1,829,052	44,611	33	493,573	14,957	211	7,663,217	36,319

※1年間あたりの経費とは、AED本体購入費用、バッテリー交換費用、電極パッド交換費用のそれぞれを耐用年数で割った金額を足し合わせた金額  
 ※消防局の救急車両(19台)搭載AEDは救急車両装備品一式に含まれAED単体の購入費用は不明なため除外

1年間あたりのAED経費(1台平均)が5万円を超えている部局は、購入でこども未来部、消防局、市立豊中病院、リースで人権政策課、上下水道局である。こども未来部のAEDは成人用電極パッド1セット(約1万円)、小児用電極パッドを2セット(約4万円)の合計3セット(約5万円)をすべての市立こども園に常備し、2年ごとに付属のパッドを交換しているためであり、消防局と市立豊中病院のAEDはモニターディスプレイがあつたり心電図を保存できたり高機能なAEDであるためである。

また、人権政策課のAEDは耳の不自由な方でも操作しやすい液晶モニター付属のAEDであるためであり、上下水道局のAEDは、防水防塵機能付きのAEDであるため、1年間あたりの経費が高額になっている。

購入とリースを比べると、1年間あたりの経費は購入の方が低い。

ただ、購入だとAED本体を導入したり更新するたびに1台当たり数十万円の費用が必要であり、5年から8年おきに計画的に予算を確保しAED本体を更新しなければならない。更新手続きを失念してしまうとAED本体の耐用期限が切れてしまう。

一方でリースの場合は毎月一定額を払えばよく、バッテリーや交換パッドも耐用期限が切れる前に交換され、リース期間も5年であるのでAED本体の期限切れということもない。

のちに述べるが、今回の行政監査の調査で明らかになったAED本体の耐用期限が切れていた39台はすべて、購入か寄贈であり、リースはなかった。

購入と寄贈の場合には、備品登録システムへの登録が必要であるが、備品登録されていないものや、廃棄されたが備品登録だけが残っているものもあったので、備品登録を行い適切に備品管理をされたい。

また、AED本体の耐用期限が切れ運用を停止しているAEDをロッカー等の中で長期間保管しているものもあった。これらの運用を停止したAEDは誤使用を防止する上でも、すみやかに処分する必要がある。その場合は、販売店又はメーカーに問い合わせ適切な方法で処分されたい。

以下は、本市が保有するAEDのメーカー別の表とリース会社別の表である。

#### AEDメーカー別経費

メーカー	A社			B社			C社			D社			合計		
	台数	1年間あたりの経費(円)	1年間あたりの経費(円)(1台平均)	台数	1年間あたりの経費(円)	1年間あたりの経費(円)(1台平均)	台数	1年間あたりの経費(円)	1年間あたりの経費(円)(1台平均)	台数	1年間あたりの経費(円)	1年間あたりの経費(円)(1台平均)	台数	1年間あたりの経費(円)	1年間あたりの経費(円)(1台平均)
購入	109	4,020,661	36,887	19	1,048,813	55,201	7	186,833	26,690	2	84,286	42,143	137	5,340,594	38,982
リース	26	1,163,160	44,737	15	665,892	44,393	0	0	0	0	0	0	41	1,829,052	44,611
寄贈	23	317,179	13,790	10	176,394	17,639	0	0	0	0	0	0	33	493,573	14,957
合計	158	5,501,001	34,816	44	1,891,099	42,980	7	186,833	26,690	2	84,286	42,143	211	7,663,219	36,319

※1年間あたりの経費とは、AED本体購入費用、バッテリー交換費用、電極パッド交換費用のそれぞれを耐用年数で割った金額を足し合わせた金額  
 ※消防局の救急車両(19台)搭載AEDは救急車両装備品一式に含まれAED単体の購入費用は不明なため除外

#### リース会社別経費

リース会社	E社			F社			G社			H社			合計		
	台数	1年間あたりの経費(円)	1年間あたりの経費(円)(1台平均)												
経費	21	687,132	32,721	13	566,352	43,566	5	476,028	95,206	2	99,540	49,770	41	1,829,052	44,611
リース期間	5年			5年			5年			5年					

### 3. AEDの点検状況

平成 21 年度の厚生労働省の通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（平成 21 年 4 月 16 日 医政発第 0416001 号、以下平成 21 年厚生労働省通知という。）、及び各 AED メーカーの取扱い説明書によれば、AED は高度医療機器であり、毎日の日常点検をしなければならないとされている。

具体的には、①点検担当者を定め、②バッテリーのインジケーターが正常を示しているかを確認し、③バッテリー、電極パッドの耐用期限が過ぎていないかを確認し、④点検結果を点検簿に記入することとされている。

本市における AED の点検状況は以下のとおりである。

#### AED 日常点検状況

調査項目	回答				平成21年厚生労働省通知
	設定している		設定していない		
点検担当者を設定しているか	178 (77.4%)		52 (22.6%)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・AED設置者（施設管理者）が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。</li> <li>・点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。</li> <li>・特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。</li> </ul>
（うち指定管理施設）	18 (90.0%)		2 (10.0%)		
点検担当者の直近救命講習受講年度	H27年度～H24年度	H23年度～H20年度	H19年度～H16年度	未受講・無回答・担当者設定なし	
	161 (70.0%)	7 (3.0%)	3 (1.3%)	59 (25.7%)	
（うち指定管理施設）	15 (75.0%)	2 (10.0%)	1 (5.0%)	2 (10.0%)	
日常点検の頻度	毎日（開庁日）	週に数回	月に数回	していない 無回答	<p>1) 日常点検の実施状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者等に連絡して、点検を依頼して下さい。</p> <p>2) 表示ラベルによる消耗品の管理製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等ら把握し、交換を適切に実施して下さい。</p> <p>3) 消耗品交換時の対応電極パッドやバッテリーの交換</p>
		94 (40.9%)	12 (5.2%)	81 (35.2%)	
（うち指定管理施設）	12 (60.0%)	0 (0.0%)	6 (30.0%)	2 (10.0%)	
日常点検結果を記録しているか	記録している		記録していない		
	51 (22.2%)		179 (77.8%)		
（うち指定管理施設）	12 (60.0%)		8 (40.0%)		
バッテリー、電極パッド使用期限表示ラベルの有無	ラベル表示あり		ラベル表示なし		
	219 (95.2%)		11 (4.8%)		
（うち指定管理施設）	19 (95.0%)		1 (5.0%)		
本体の耐用期限が切れていた	切れていた		切れていない		
	39 (17.0%)		191 (83.0%)		
（うち指定管理施設）	1 (5.0%)		19 (95.0%)		
バッテリーの使用期限が切れていた	切れていた		切れていない		
	1 (0.4%)		229 (99.6%)		
（うち指定管理施設）	0 (0.0%)		20 (100.0%)		
電極パッドの使用期限が切れていた	切れていた		切れていない		
	4 (1.7%)		226 (98.3%)		
（うち指定管理施設）	0 (0.0%)		20 (100.0%)		

点検担当者を設定している AED は 178 台（77.4%）、毎日日常点検をしているのは 94 台（40.9%）点検結果を点検簿に記録しているのは 51 台（22.2%）で

あった。これは平成 21 年厚生労働省通知が各部局、各担当者まで周知されていないことが原因だと思われる。

AED 本体、バッテリー、電極パッドの耐用期限状況をみると、バッテリー期限切れは 1 台、電極パッド期限切れは 4 台であったが AED 本体の期限が切れていたものが 39 台あった。

これは、バッテリーと電極パッドの耐用期限ラベルは平成 21 年厚生労働省通知により、メーカーが交換時にラベルも一緒に配布することとなったが、AED 本体の耐用期限ラベルについてはそれがされていないためだと思われる。

加えて、点検担当者に、AED 本体に耐用期限があるという認識がない者が多いためだと思われる。

AED は備品であるが、他の備品とは性質を異にする高度医療機器で毎日の点検が必要であり、耐用期限が厳密に定められていることを点検担当者、施設管理者は強く意識しなければならない。

#### 4. AED の講習

AED が設置されていて、毎日点検されていても、それをいざというときに実際に使用できる人がまわりにいるかが重要である。市施設において AED の使用を期待されているのがその施設の職員や従事者であると思われる。

以下は、市職員の救命講習（AED 操作講習も含む）の受講状況の表である。

消防局が実施する救命講習の市職員受講状況

(単位：人)

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市職員	各部局 (隔年で受講依頼)	1,490	1,077	1,678	1,065	1,623
	学校 (市立)					
	小学校	1,072	635	658	739	699
	中学校	122	117	132	75	182
合計		2,684	1,829	2,468	1,879	2,504
全職員数		8,203	8,514	8,701	8,113	8,222
全職員に占める受講職員の割合		32.7%	21.5%	28.4%	23.2%	30.5%
(参考) 普通救命講習等全受講者数 (防災フェスタ、ジュニア向け一般講習除く)		6,899	4,970	6,241	5,148	5,295
全受講者数に占める市職員割合		38.9%	36.8%	39.5%	36.5%	47.3%

※全職員には、非常勤職員も含む。また、教職員も含む。  
※病院では独自の救命講習を職員向けに実施しているので、全職員数には病院職員は含んでいない。

平成5年総務省消防庁通知「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成5年3月3日 消防救第41号、以下平成5年総務省消防庁通知という。)によれば救命講習は2~3年ごとに定期的に受講が望ましいとされている。

本市では消防局が全職員に対して隔年受講するように要請し、職員は勤務時間中に消防局等で救命講習を受講している。

平成26年度の全職員に占める救命講習受講職員数の割合は3割であり、また、全受講者に占める市職員・学校の合計の割合は約5割である。

最近では、市施設において市職員以外に、指定管理者や委託業者の従事者も多数勤務している。施設によっては職員とこれらの従事者が常時勤務している施設もあれば、職員が退庁したあとに従事者だけが施設の警備受付をする施設、指定管理施設のように常時従事者だけが施設運営を行う施設がある。

これらさまざまな施設で勤務する従事者にも、市施設で働く者として市職員と同じ様に救命講習を定期的に受講し、AEDを適切に操作できるようになることが期待されるが委託契約書等の文書で従業者の救命講習の受講を求めているケースは少なかった。それら従業者への救命講習が必要であると思われる。

#### 5. AED設置場所の周知

AEDがその役目を果たすためには、AEDがどの施設のどの場所に設置されているかを多くの人に知ってもらう必要がある。

AEDの周知の方法には、施設玄関にラベルを貼るなどの方法と、インターネットのホームページ上でAED設置情報を公開する方法がある。

本市における、AEDの周知状況は以下のとおりである。

## AED周知状況

調査項目	回答				平成21年厚生労働省通知
施設玄関にAED設置表示ラベルがあるか	表示あり		表示なし		AEDの施設内での配置に当たって考慮すべきこと ・AED配置場所の周知(施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等) ・心停止から5分以内に除細動が可能な配置 ・誰もがアクセスできる(カギを掛けない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる) ・分かりやすい場所(入口付近、普段から目に入る場所、多くの人を通る場所、目立つ看板)
(うち指定管理施設)	177 (77.0%)	53 (23.0%)	3 (15.0%)		
施設内の案内図、フロア案内図等にAED設置表示があるか	表示あり		表示なし		
(うち指定管理施設)	37 (16.1%)	193 (83.9%)	8 (40.0%)	12 (60.0%)	
AED本体の視認性	まわりからよく見える	まわりから本体は見えないが看板ラベルですぐわかる	まわりから本体も看板ラベルも見えない	/	・心停止のリスクがある場所(運動場や体育館等)の近くへの配置 ・壊れにくく管理しやすい環境への配置することも重要である。
	166 (72.2%)	26 (11.3%)	38 (16.5%)		
(うち指定管理施設)	13 (65.0%)	7 (35.0%)	0 (0.0%)		
施設従事者へAED設置場所の定期的な周知を行っているか	定期的に周知している		定期的に周知はしていない		
(うち指定管理施設)	173 (75.2%)	57 (24.8%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)	
インターネットにAED設置情報を掲載しているか	「大阪府AEDマップ」に掲載	「全国AEDマップ」に掲載	どちらにも掲載している	どちらにも掲載していない	
	104 (45.2%)	112 (48.7%)	85 (37.0%)	99 (43.0%)	
(うち指定管理施設)	13 (65.0%)	6 (30.0%)	2 (10.0%)	3 (15.0%)	

施設玄関等にAED設置表示ラベルがないのは53台(23.0%)、施設案内板、フロア案内図、エレベーターないフロア案内図にAED設置表示がないのは193台(83.9%)であった。

玄関等に表示ラベルがないもののうち、救急車両用、イベント時持ち出し用以外の小学校、中学校、こども園・園バス等は表示ラベルを貼り、その施設車両にAEDが設置されていることを周知すべきである。

また、複合施設や大型施設においては、施設内のどの場所にAEDが設置されているかを施設案内板等で明示することも必要である。

これらの表示は、市民等への啓発効果も期待されるので積極的に行うべきである。

玄関等にAED設置表示ラベルを貼っている施設においても、ホームページ上のAEDマップには掲載されていない施設が多くある。平成21年厚生労働省通知でも積極的にAEDマップに掲載することとされているので、未掲載の施設は掲載されたい。

なお、AEDマップには大阪府AEDマップ<sup>5</sup>と財団全国AEDマップ<sup>6</sup>がある

<sup>5</sup>大阪府AEDマップ・・・非営利活動法人大阪ライフサポート協会作成の大阪府内AED検索ホームページ

<sup>6</sup>「財団全国AEDマップ」・・・一般財団法人日本救急医療財団作成の全国AED検索ホームページ

ので、そのどちらにも掲載されたい。

大阪府AEDマップには、その施設の開庁時間、AEDの具体的な設置場所、小児用モードの有無等も掲載されているので、そちらの情報も再確認されたい。ちなみに、平成27年12月現在大阪府AEDマップに掲載されている豊中市内のAED台数は212台で、そのうち市施設AEDは104台（45.2%）である。

財団全国AEDマップは、AED情報の更新頻度を情報精度として3段階にランク付けしている。現在、ほとんどの市施設AEDは精度Cランクとなっている。地図上のAED設置地点を再設定し、点検担当者の設定有りの登録をすれば、精度Aランクになるので、各施設は積極的に情報を更新されたい。また設置場所が部局名となっている箇所がほとんどなので、正確な設置位置を掲載されたい。

### Ⅲ. むすび

これまで述べてきたことも含め重複する箇所もあるが、以下、監査で明らかになった事項や検討を要する事項等について、総括的な所見を記述する。

#### （日常点検の必要性）

○平成21年厚生労働省通知やAEDメーカー取扱説明書によると、AED設置者は点検担当者を設定し、毎日日常点検をしなければならないとされている。

しかし、本市が管理するAED230台のうち、点検担当者が設定されているのは178台（77.4%）であり、毎日（開庁日）に点検をおこなっているのは94台（40.9%）であった。そして、耐用期限が切れていたバッテリーは1台（0.4%）、電極パッドは4台（1.7%）であった。

AEDが実際に使用されるのは非常に稀であるが、いつ使用されるかわからないものであり、その使用時に正常に動作することが求められる。点検担当者を必ず設定し、毎日（開庁日）日常点検をされたい。

また、その点検結果を記録する点検簿（カレンダーに記録するのもよい）を整備し、点検担当者の点検を施設管理者等が確認できるような体制を整備されたい。

#### （AED本体の耐用期限）

○AEDの消耗品であるバッテリーと電極パッドの期限切れは、バッテリーで1台、電極パッドで4台であったが、AED本体の耐用期限切れが39台もあった。AEDは高度医療機器であり、AED本体にも耐用期限が定められているがそれがあまり周知されていないように思われた。これは、厚生労働省通知によりAEDメーカーは消耗品の耐用期限ラベルを配布するようになったが、本

体の耐用期限ラベルは配布していないメーカーがあるためだと思われる。AEDの管理者は本体期限ラベルも消耗品期限ラベルと同じようにラベルを貼り付ける等の対策をされたい。また、期限切れの本体については早急に更新をするか、再度必要性を検討し適切な対応をとられたい。

#### (施設の指定管理者等によるAED講習受講)

○AEDを医療従事者等以外のものを使用することができるよう、消防局が実施する救命講習（AED講習を含む）を市職員は勤務時間中に定期的に受講している。

一方で、本市においては、公の施設の管理・運営を指定管理者に委ね、また窓口業務、警備業務、案内業務を民間業者に委託しているケースが増え、職員以外のものが施設管理等に従事し市民と多く接している。

これらの従事者にも、職員と同様にAEDを取り扱うことができるようにすべきであるが、施設管理の契約等で、従事者に救命講習を受講させるよう規定しているケースは少なかった。

今後ますます職員以外のこれらの従事者が増えると思われるので、これら従事者が救命講習を受講できるような仕組みを検討されたい。

また、指定管理者に対しては、上記でのべた点検担当者の設定、日常点検、点検簿の作成をあらためて指導されたい。

#### (保健所による定期的なAED調査)

○市施設のAED設置状況は、毎年健康福祉部の豊中保健所が調査をしている。その調査は、AEDの配置状況と使用実績をおもに調査するものであり、AED本体、バッテリー、電極パッドの耐用期限や点検担当者等の日常点検にかかる調査はおこなっていない。それらの日常点検に関する調査も同時におこなうことにより、日常点検やAEDの管理について徹底が図られると思うので、毎年の調査に日常点検の調査項目を追加されたい。

#### (AEDの適正な配置)

○どの施設にAEDを設置するか市のとしての統一的な基準はなく各部局が必要性を判断して、所管する施設にAEDを設置している。そのため、同じような集会施設や高齢者施設で、AEDの導入にばらつきがあった。

複合施設においては、それぞれの施設の開閉庁時間や設置場所等も考慮し効果的効率的な配置とされたい。

今後は、平成25年に策定された厚生労働省の「適正配置基準のガイドライン」

を参考に本市の救命力世界一宣言を踏まえAEDの適正な配置基準を作成されたい。

#### (AED設置施設の周知)

○AED設置施設であることの周知の方法には、施設玄関にラベルを貼るなどの方法と、インターネットのホームページ上でAED設置情報を公開する方法がある。

本市においては多くの施設の玄関等にラベルが貼付しているが、施設内のフロア案内図等でのAED設置位置の明示はされていないものが多い。また、大阪府AEDマップや財団全国AEDマップのホームページには、半数程度のAEDしか掲載されておらず、掲載されている情報も更新がされておらず正確な設置位置を示している施設は少なかった。

市施設のAEDは施設内だけでなく近隣公道等での使用も期待されているものであり、加えて、市民へのAED啓発の観点からも特段の事情がない限り積極的に、玄関、案内図、ホームページ等で周知されたい。

また、玄関等の設置表示ラベルに、その施設の開庁時間、AED設置位置、小児用パッド(モード)の有無、連絡電話番号を記載することも検討されたい。

なお、消防庁通知によれば消防局はAED設置場所を市民へ情報提供すべきとされているので、消防局においてもホームページ等でAED設置場所を積極的に市民へ周知されるとともに、ホームページ上の救急手当の必要性についての記述にAED使用の有効性も掲載されたい。

#### (職員へのAED周知)

○職員に対するAED設置場所の周知は、各施設ごとにミーティング時や消防訓練時、救命講習時に周知しているというものもあったが、全庁的に定期的な周知はしていなかった。

全庁的な周知として、年に1度、救急の日などに庁内放送、庁内LAN掲示板等で周知してみてもどうか。庁内LAN掲示板にはAED操作方法動画も同時に掲載すれば、職員が適時繰り返し確認することができるのでさらに効果的だと思われる。

以上